

令和5年度 宮古島市 市立幼稚園・認定こども園・ 認可保育施設 入所(園)申込案内

<令和5年4月入所申込み受付>



申込書配布 及び 受付期間	【市立幼稚園・公立認定こども園】 <u>令和4年10月20日(木)～令和4年11月4日(金)</u> ※預かり保育申込書類提出が上記期限までに間に合わない場合は、 令和4年11月18日(金)まで受け付けます。 ※宮古島市在住で住民票がある方が対象です。転入予定の方は、転入後に手 続きを行ってください。 【認可保育施設】 <u>令和4年10月20日(木)～令和4年11月18日(金)</u> ※上記の受付期間に限り、宮古島市に転入予定の方の申込み(郵送も可)も 受付します。郵送での申込みの場合は上記受付期間内の消印を有効としま す。簡易書留やレターパック等追跡サービスのある方法で送付下さい。 ※郵送の場合は、申請者の本人確認に必要な書類の写しを添付してくださ い。 ※土日祝祭日の申込み受付は行っておりません。 ※書類に不備等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。 ※記入の際は、消せるペンや修正液(テープ)は使用しないでください。
受付場所 及び 受付時間	<u>新規及び転園希望の方</u> 宮古島市役所 福祉部 子ども未来課 保育幼稚園係 窓口 9:00～17:00(12:00～13:00も受付)



☆お問い合わせ先☆ 宮古島市 福祉部 子ども未来課 保育幼稚園係
TEL 0980-72-3751(代表)

も く じ

- 令和 5 年度宮古島市入所(園)申込日程表・・・・・・・・・・P1
- 令和 5 年度クラス年齢・・・・・・・・・・ P1
- 保育園・幼稚園・認定こども園の基本的な違い・・・・・・・・P2
- 保育園・幼稚園・認定こども園の教育・保育の内容・・・・・・・・ P3
- 利用施設選択フローチャート・・・・・・・・・・P4
- 幼稚園・認定こども園の概要・・・・・・・・・・P5
- 認可保育施設の概要・・・・・・・・・・P6
- 教育・保育給付認定証兼通知書について・・・・・・・・ P7
- 保育の要件について・・・・・・・・・・P8
- 入園決定までの流れ（公立幼稚園、認定こども園）・・・・・・・・ P9
- 入所(園)までの流れ（認可保育施設）・・・・・・・・ P10～11
- 教育・保育給付認定申請及び利用申込に必要な書類について・・・P12～13
- 保育料について・・・・・・・・・・P14～17
- 公立幼稚園・認定こども園（1号認定）一覧・・・・・・・・P18
- 認可保育施設一覧・・・・・・・・・・P19～20
- 認可外保育施設について・・・・・・・・・・P21
- 審査会について・・・・・・・・・・P21

◆令和5年度5月以降入所(園)申込日程表◆

入所希望日	申込受付期限
令和5年5月1日	令和5年4月3日(月)
令和5年6月1日	令和5年5月1日(月)
令和5年7月1日	令和5年6月1日(木)
令和5年8月1日	令和5年7月3日(月)
令和5年9月1日	令和5年8月1日(火)
令和5年10月1日	令和5年9月1日(金)
令和5年11月1日	令和5年10月2日(月)
令和5年12月1日	令和5年11月1日(水)
令和6年1月1日	令和5年12月1日(金) ※1月～3月の入所希望者の申込期限が変わります。ご注意ください。
令和6年2月1日	
令和6年3月1日	

※年度途中からの入所を希望する場合は、入所希望日の前月初日までに申込を行ってください。

(入所開始日は原則月初日です。)

※年度途中の入所申込の場合は、転入予定での受付は行っていません。(転入してからの申込になります)

※入所審査は先着順ではありません。期日までに申込のあった申請者の方と入所が保留になっている申請者の方を取りまとめた上、選考基準に基づき、入所審査を行います。ただし、希望認可保育施設等の受入に余裕がない場合などは、申込されてもご希望に添えないことがあります。

※預かり保育は定員があるため、年度途中での申込は不承諾になる場合があります。保育の要件がある保護者は、保育施設もご検討ください。

令和5年度クラス年齢(令和5年4月1日の年齢が基準となっています。)

クラス	児童の生年月日
0歳児クラス	令和 4年4月2日 ～
1歳児クラス	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日
2歳児クラス	令和 2年4月2日 ～ 令和 3年4月1日
3歳児クラス	平成31年4月2日 ～ 令和 2年4月1日
4歳児クラス	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日
5歳児クラス	平成29年4月2日 ～ 平成30年4月1日





保育所・幼稚園・認定こども園の基本的な違い

	保育所	幼稚園	認定こども園
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする（児童福祉法より抜粋） 保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。（保育所保育指針より抜粋）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。（学校教育法より抜粋）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律より抜粋）
対象	0歳から就学前の乳幼児	満5歳から就学前の幼児（4歳児受け入れ園あり）	0歳から就学前の乳幼児
認定区分	*4月1日時点の満年齢 3歳児～5歳児・・・2号認定 0歳児～2歳児・・・3号認定	*4月1日時点の満年齢 1号認定のみ	*4月1日時点の満年齢 3歳児～5歳児・・・ 1号または2号認定 0歳児～2歳児・・・3号認定
認定要件	保護者の保育の要件が必要（就労、疾病など）	保護者の保育の要件は必要なし	1号は幼稚園と同じ 2号・3号は保育所と同じ
利用開始	4月1日	4月7日 （4月6日まで学年始休業日）	1号認定 幼稚園と同じ 2・3号認定 保育所と同じ
土曜保育	あり	なし	1号認定 幼稚園と同じ 2・3号認定 保育所と同じ
利用時間	7:30～18:30	8:15～12:00	1号認定 8:15～13:00 2・3号認定 保育所と同じ
長期休業	なし	あり（夏休み、冬休みなど）	1号認定 幼稚園と同じ 2・3号認定 保育所と同じ
給食	あり	なし	あり

保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育の内容

保育士や幼稚園教諭は、その教育・保育の内容について、保育所は保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は認定こども園教育・保育要領に基づいて計画し実施しています。

☆例として、「言葉」という領域のねらいと内容を比較してみます。

○保育所

第2章：保育の内容

3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

エ「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア)ねらい

- ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

○幼稚園

第2章：ねらい及び内容

4「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

○認定こども園

第2章：ねらい及び内容並びに配慮事項

満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

(4)「言葉」

経験した事や考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。

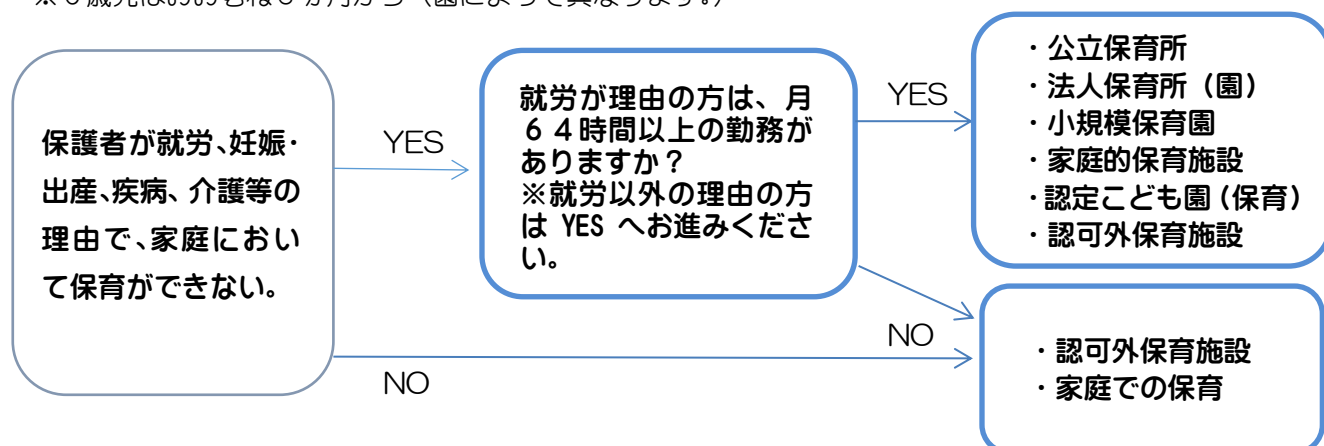


○宮古島市の保育施設は、4歳児クラスで卒園を迎える施設もあり、すべての子どもたちが入園した施設に、就学前（小学校入学前）まで、在籍することが難しい場合があります。また、幼稚園は入園日がきめられており、保育所などのように4月1日から利用できるとは限りません。そのため、就業している保護者にとって、どうしたらいいのか悩むこともあると思います。そのときは5歳児クラスのある保育所・認定こども園を検討してみてはいかがでしょうか。

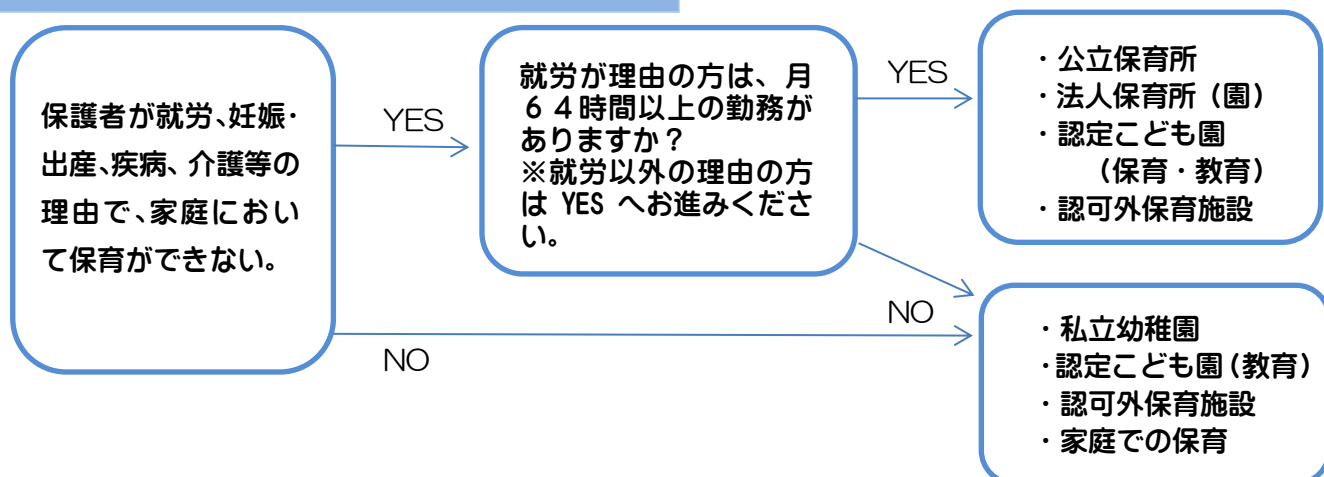
利用施設選択フローチャート

0～2歳児（令和5年4月1日時点での年齢）

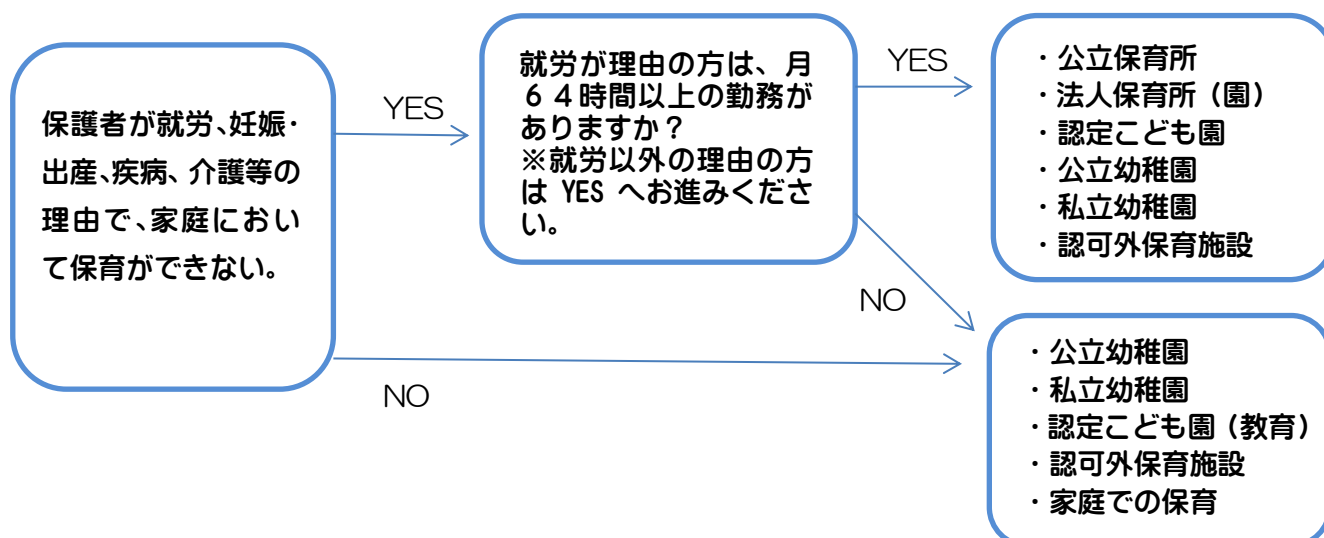
※0歳児はおおむね3ヵ月から（園によって異なります。）



3歳児（令和5年4月1日時点での年齢）



4～5歳児（令和5年4月1日時点での年齢）



※私立幼稚園、認可外保育施設の利用申込み等については、直接園にお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園の概要



◆幼稚園について

小学校就学前の幼児を対象に教育を行う学校です。

私立は 3 歳児から 5 歳児クラス、公立は 5 歳児クラスの幼児を対象としています。（公立の一部の園では 4 歳児クラスの受入を実施しています。） 校区はありません。

◆預かり保育について

公立幼稚園では、午前の教育課程に係る教育時間の終了後、教育課程外保育として午後の預かり保育を実施しています。利用には、保育施設入所と同じ要件が必須となります。預かり保育には定員が設けられており、希望したすべての方が利用できるわけではありません。また、申込み数や職員配置の状況により実施できない、もしくは別園での合同保育がおこなわれる場合があります。

利用者は各自で弁当を持参する必要があり、土日祝祭日や園長が休日と定めた場合は休園となります。

◆幼保連携型認定こども園について

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設です。

宮古島市では公立の認定こども園が 3 園、私立の認定こども園が 3 園あります（R5.4/1 開園予定の 1 園含む）。認定こども園の利用には、教育のみを希望する場合（1 号認定）と教育と保育を利用する場合（2・3 号認定）があります。

申込先は下記の通りになりますので、ご注意ください。

区分	申込み先	支給認定区分	認定こども園利用料
私立幼稚園	みつば幼稚園	1 号認定	園の設定する必要経費＋預かり費用（希望者のみ） ※保育の要件がある場合、新 2 号認定で預かり費用の一部の還付を受けることができます。
認定こども園（私立）	はなぞのこどもえん クララこども園 いけむらこども園		
公立幼稚園・公立こども園	市役所	1 号認定	園の設定する必要経費＋預かり費用（幼稚園利用の希望者のみ） ※保育の要件がある場合、新 2 号認定で預かり費用が日額で無償化となります。
認可保育園・公立こども園		2 号認定	園の設定する必要経費
認可保育園・公立こども園		3 号認定	保育料＋園の設定する必要経費

※1 号及び 2 号認定（3 歳児クラス～）については、幼児教育・保育の無償化制度により保育料が無料となります。

※認定こども園（私立）については園の特別カリキュラムに係る経費が加算される場合があります。金額等については園にお問い合わせください。

※1 号認定の児童で保育の要件のある保護者の場合は、新 2 号認定（預かり保育料無償化認定）を受けることができます。（公立こども園 1 号の預かり保育はありません）利用日数での計算となるため、自己負担が発生する場合があります。

認可保育施設の概要

◆認可保育施設について

保護者の就労や疾病の為、昼間、家庭において十分に保育をすることができない（保育を必要とする）児童を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

※「子育てに手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」等の理由だけでは入所（園）できません。
なお、宮古島市内には、公立・私立の２種類があります。

◆小規模保育施設について

定員が少人数（６～１９人）で満３歳未満の子どもを対象にした保育施設です。３歳児クラスからは提携する保育園、又は希望する保育施設への申込が必要です。

保育士の配置数などの基準の違いでＡ型とＢ型に分類されます。

Ａ型：保育従事者が全員保育士

Ｂ型：保育従事者の半数以上が保育士

◆家庭的保育施設について

定員が少人数（５人以下）で満３歳未満の子どもを対象にした施設です。３歳児クラスからは提携する保育園、又は希望する保育施設への申込が必要です。

◆公私連携型保育施設について

公私連携型保育施設とは、市が事業経営者（社会福祉法人）と必要な設備の貸し付け等、協力に関わる基本的事項の協定を結び、運営を行う民設民営の保育施設です。

運営に関しては市の関与を明確にし、これまで維持してきた教育・保育の質を継続して提供していきます。

MEMO





教育・保育給付認定証兼通知書について

公立幼稚園・認定こども園・認可保育施設の利用を希望する方は認定の申請を行い、「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は申請書類に基づき、児童の年齢や保育を必要とする事由に応じて宮古島市が行います。この認定を受けた方には宮古島市から「教育・保育給付認定証兼通知書」が交付されます。

※認定証は、公立幼稚園・認定こども園・認可保育施設の利用を承諾するものではありません。

◆支給認定区分

実施年齢	保育の必要性		支給認定区分	利用できる施設
3～5歳 (教育認定)	なし	幼稚園等の教育を希望する場合	1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
3～5歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	2号認定 (小学校就学前まで)	・公立保育所，法人保育所(園) ・認定こども園（保育利用）
0～2歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	3号認定 (満3歳に達する 前々日まで)	・公立保育所，法人保育所(園) ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育施設 ・家庭的保育施設

※満3歳に到達した際に、職権にて認定区分を変更します。認定区分の変更で提出する書類はありません。

◆保育の必要量に応じた利用区分

2号・3号の支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由（保育の必要量）と保護者の状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。

★「保育標準時間（最大11時間）」・・・月120時間以上の就労等に適用

★「保育短時間（最大8時間）」・・・月64時間以上120時間未満の就労等に適用



※利用時間をこえた場合は延長保育となり、別途利用保育料が発生します。
申込及び保育料等に関することは各認可保育施設にお問い合わせください。



保育の要件について



認可保育施設入所と預かり保育利用には共通で下記の保育の要件が必要になります。対象となる児童は、宮古島市に住所を有し保護者（18歳以上64歳までの同居者を含む）が次のいずれかの要件にある0歳（おおむね生後3ヶ月）～5歳までの集団保育が可能な児童です。**すべての児童が無条件で入所（園）できるわけではありませんので、保育の要件を十分確認されたうえでお申し込みください。**

※受入年齢は、園によって異なります。

No.	保育の要件	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
1	就労	ひと月において月64時間以上就労していること。	就労期間中	標準時間 （月120時間以上就労） 短時間 （月120時間未満就労）
2	妊娠・出産	妊娠中、または出産後の休養が必要であること。	産前3ヶ月 産後6ヶ月	標準時間 （産後は、求職活動3ヶ月を含む）
3	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	短時間
4	介護・看護等	親族を介護、または看護している。	親族の療養期間中	短時間
5	災害復旧等	災害の復旧にあたっている（震災・火災・風水害等）	災害復旧に要する期間	標準時間
6	求職活動	求職活動（起業の準備等を含む）を継続的におこなっていること。	90日間	短時間
7	就学	大学や職業訓練校・専門学校等にかよっている。通信教育は含みません。	就学期間中	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間	標準時間
9	その他	市長が必要と認めるとき。	必要な期間	申請内容により判断

※上記の要件に該当しない場合、要件に該当しているが定員に余裕がない場合は利用できません。

※下記のような理由だけでは入所（園）することはできません。

・家計が厳しいため ・子育てに手がかかるから ・集団生活に慣れさせたいから 等

※自営業又は農業の協力者で、扶養範囲内で就労していると判断された場合は、保育短時間の利用を提案させていただきます。

※一度認定されても上記の要件が変更となった場合は、変更申請が必要となります。

育児休業について

保育の要件	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
育児休業 （注1）	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること。	育児休業対象児童が1歳6ヶ月になる月の末日まで	短時間

※新規申込に育児休業要件は該当しません。※公立幼稚園での育児休業での認定は原則ありません。

※育児休業対象児童の入所が決定した場合は、入所後1ヶ月後までに復職することが条件となります。

公立幼稚園・認定こども園 入園決定までの流れ

教育・保育給付認定申請・利用申込書等の提出

令和4年10月20日（木）～令和4年11月4日（金）

※受付期間内にお申し込み下さい。

※預かり保育申込書類のみ、間に合わない場合は、令和4年11月18日（金）まで受付を行います。（1号申請書は先にご提出ください）

教育・保育給付認定証兼通知書の交付

※この認定証は、預かり保育の承諾をお知らせするものではありません。

預かり保育申請者

教育部分（1号）
のみ申請者

預かり保育利用調整

- ・提出された書類の審査（就労状況確認等）。
- ・預かり保育の定員状況などにより、市が利用調整をします。

預かり保育不承諾決定

「預かり保育利用不承諾通知書」を保護者に通知します。

※教育部分（1号）のみの利用となります

預かり保育利用承諾決定

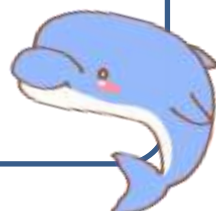
「預かり保育利用承諾通知書」「施設等利用給付認定書」を保護者に通知します。

1号

新2号

各園で入園説明会・面接

日程等については、1月上旬（予定）より開催通知を送付致します。



認可保育施設入所決定までの流れ

教育・保育給付認定申請・利用申込書等の提出

令和4年10月20日（木）～令和4年11月18日（金）

※受付期間内にお申し込み下さい。

※申込期間以降の申込は、原則令和5年5月以降の入所調整での受付となります。



教育・保育給付認定証兼通知書の交付

保育の必要量が認定されます。

※この認定証は入所の決定をお知らせするものではありません。

※給付認定の事由に該当しない場合は却下となることがあります。



利 用 調 整

- ・提出された書類の審査（就労状況確認等）。
- ・申請者の希望、認可保育施設の状況などにより、市が利用調整をします。



入所内定

「入所（園）内定通知書」を保護者に通知します。



各認可保育施設で面接

入所内定した各認可保育施設で面接を行います。日程等については、各認可保育施設より連絡します。



入所保留決定

「保育所（園）入所保留通知書」を保護者に通知します。

※入園保留となった場合、申込書の有効期限内は毎月選考の対象となりますが、保留通知は最初の1回のみ送付となります。

入所承諾決定

面接後に、入所承諾決定に係る通知の発送をします。（3月中旬）



◆出生前の申込について

令和4年12月31日までに出産予定の場合、出生前の仮申込みを受け付けます。

※仮申込みをされていても、下記②による本申請がされない場合、入所辞退の扱いとなりますので、ご注意ください。



申込みの流れ

1. 申込み期間中に、書類を揃えた上で仮申込み

姓のみ記入し、性別・生年月日は空欄にして、申込みをお願いします。

就労証明書等必要書類もあわせて提出してください。

※出生前仮申込みの場合は、出産予定日が令和4年12月31日以前であることを確認できるよう、妊娠証明書のコピーを添付してください。

(書類審査は、出生前のお子さんも含めて審査を行います。)



②令和4年12月31日までに出生

令和5年1月16日(月)までに、本申請(名前、性別、生年月日の追記)を行ってください。

出生証明書の写しもご提出ください



②令和5年1月1日以降に出生

4月入所ではなく、5月以降の入所調整対象となります。入所を希望する月の申込締め切り日までに再度、申込をおこなってください。

(出生前に行った仮申込書が必要な場合は、令和5年1月16日までであれば返却することができます。子ども未来課まで受け取りをお願いします。)



③教育・保育給付認定

本申請後、1月上旬頃に認定又は却下の通知を発送予定です。



③ 5月以降の入所調整をおこないません。

(認可保育施設の定員、優先順位等を基に選考することになりますので、必ずしも入所できるとは限りません)

4. 入所内定もしくは保留決定

1月下旬頃、入所決定又は入所保留の通知を発送予定です。



教育・保育給付認定申請及び利用申込みに必要な書類について

- ・提出する書類の有効期限は、証明日(記入日)から3ヶ月以内となります。
- ・2人以上の児童の申込みをされる場合は、申込人数分(部数)の書類提出が必要です。
- ・きょうだい同時に申し込む場合は、提出書類は1部を原本、他はコピーで対応できる書類もあります。

●公立幼稚園・公立認定こども園●

(1) 申込みをするすべての方が必要な書類

☆宮古島市立幼稚園・公立認定こども園(1号認定)入園申込書類確認表

☆教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

※児童1人につき1枚記入してください

(2) 以下に該当する世帯で提出する必要がある書類

(マイナンバーの申出により下記資料の提出が省略できる場合があります。ご相談ください。)

- ①ひとり親世帯・・・・・・・・児童扶養手当等(母子・父子家庭医療費助成含)を受給していない場合は母子・父子で生活していることの申立書を提出して下さい。
- ②障がい者のいる世帯・・・・・・・・障害手帳・療育手帳の写し・特別児童扶養手当受給者証の写し・障害年金の受給が確認できるもの
- ③生活保護世帯・・・・・・・・生活保護受給証明書(宮古島市福祉事務所発行)
- ④食物アレルギーがある児童・・・アレルギー疾患生活管理指導表(医師記載)
(こども園のみ)

(3) 預かり保育を利用希望する方が必要な書類

☆預かり保育利用申込書

☆子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

☆保護者(父・母・同居の祖父母等)の状況を証明するもの(P13の表をご覧ください)

※同一敷地内に住居している学生以外の64才以下の世帯員(祖父母・叔父・叔母等)についても児童を保育できない状況の証明書類(P13の提出類参照)が必要です。

●認可保育施設●

(1) 申込みをするすべての方が必要な書類

☆教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

※児童1人につき1枚記入してください

☆保護者(父・母・同居の祖父母等)の状況を証明するもの(P13の表をご覧ください)

※同一敷地内に住居している学生以外の65歳未満の世帯員(祖父母・叔父・叔母等)についても児童を保育できない状況の証明書類(P13の提出類参照)が必要です。

☆児童の健康診断書

☆同意書・重要事項確認表

(2) 以下に該当する世帯で提出する必要がある書類

(マイナンバーの申出により下記資料の提出が省略できる場合があります。ご相談ください。)

- ①ひとり親世帯・・・・・・・・児童扶養手当等(母子・父子家庭医療費助成含)を受給していない場合は母子・父子で生活していることの申立書を提出して下さい。
- ②障がい者のいる世帯・・・・・・・・障害手帳・療育手帳の写し・特別児童扶養手当受給者証の写し・障害年金の受給が確認できるもの
- ③生活保護世帯・・・・・・・・生活保護受給証明書(宮古島市福祉事務所発行)
- ④食物アレルギーがある児童・・・アレルギー疾患生活管理指導表(医師記載)

提出書類

※提出書類は、各世帯の状況で変わりますので、下記の表でご確認ください。

※★マークがついている書類は必須書類となります。



保護者の状況	提出書類	備 考
①勤務または採用予定の方	就労証明書	★市指定の様式
②自営業をしている及び 協力者である方		★市指定の様式（裏面のタイムスケジュール必須） ★税務署の受付印が押された個人事業の開廃業等届出書（控え）の写しまたは営業許可証の写しの提出を添付。
③農業経営者及び 協力者である方		★市指定の様式（裏面のタイムスケジュール必須） ★農業従事者証明書（農業委員会より発行）を添付。農業従事者証明書の発行が出来ない場合は、居住地民生委員の証明が必要。
④産前・産後である	妊娠・出生証明書	★妊娠の場合・・・産科医の発行する妊娠証明書の写し ★出産後の場合・・・母子健康手帳の市長印が押印された出生届出済証明のページの写し
⑤保護者自身が病気である	診断書（保護者用）	★市指定の様式
⑥保護者が看護・介護にあ っている方	看護・介護証明書	
⑦求職活動中の方 （起業準備を含む）	求職活動申立書	★市指定の様式 ハローワーク利用中の方はハローワークカードの写し 求職活動の状況はできるだけ詳しく記入して下さい。
⑧就学中の方	就学申立書 在学証明書	★市指定の様式 ★授業日数、時間が確認できるカリキュラム等確認できる書類 職業訓練等は登録証など就学が確認できる書類の提出
⑨育児休業中の方	就労証明書	★市指定の様式 ★育児休業復帰予定の場合も、就労証明書でその旨の証明が必要。
⑩虐待・DV 等 災害復旧にあっている方	各種証明書	★行政機関で該当の内容について証明された書類

保育料について

◆保育料の決定について

保育料は、保護者の市民税課税額（所得割）により、「利用者負担額徴収基準額表」に基づいて算定されます。

※但し、同居の祖父母等が生計の中心者の場合、又は保護者の収入が生活保護基準以下の場合は同居する祖父母等の市民税額も含め保育料を算定します。

※保育料を決定する市民税課税額（所得割）は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの適用を受ける前の金額となります。

※市民税課税額（所得割）が確認できない世帯（未申告等）は、第8階層の保育料で算定することとなり、多子世帯の軽減措置等の適用ができません。ご注意ください。

※扶養に入っている方でも所得の申告は必ず行ってください。

◆保育料を決定するための税資料の提出が必要な方

※海外に住んでいた方は、1年間の収入等が確認できる書類を提出してください。外国語で記載されている証明書類については和訳をし、提出してください。

※マイナンバー（個人番号）の申し出をしていただいても、必要に応じて令和4年度及び令和5年度の所得課税額証明書（市・県民税の決定通知書でも可）の提出が必要となる場合があります。

◆保育料の切り替え時期

市民税の賦課決定が6月になっていることから、毎年4～8月は前年度の市民税課税額（所得割）、9～3月は当年度の市民税課税額（所得割）に基づいて保育料が決定されます。

また、保育料の決定後に課税額が変更された場合は、遡及して保育料が変更になります。

※前年度の市民税が変更になった場合は4月まで、当年度の市民税が変更になった場合は9月まで遡及します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度の市民税課税額に基づく保育料 (令和3年1月～令和3年12月の収入・所得)					令和5年度の市民税課税額に基づく保育料 (令和4年1月～令和4年12月の収入・所得)						

◆保育料の納付について

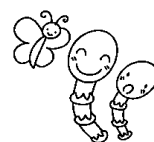
保育料は、毎月10日期限内で納付書または口座振替で納付していただきます。口座振替を希望される場合は、振替依頼書に必要事項をご記入の上、金融機関窓口でお申込みをお願い致します。口座振替を希望されない方は、毎月入所施設を通して納付書をお渡しします。最寄りの金融機関窓口もしくはコンビニエンスストアで納付をお願い致します。

ただし、私立認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設については、利用する施設（園）が直接徴収することになりますので、納付方法等については園にお問い合わせください。

※口座振替ができる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫

※口座振替依頼書は、子ども未来課窓口または入所施設でお受け取りください。

※納付期限内の納付にご協力をお願いします。



宮古島市利用者負担額徴収基準額表

保育料は、各施設の運営に必要な費用の一部を保護者の皆さまに負担していただく負担金です。保育料額は保護者の市県民税課税額により決定されます。また利用する児童数や世帯の所得により軽減措置が適用されます。

詳細については、通知書にてお知らせします。

【2号認定及び3号認定】

階層区分	世帯定義及び市県民税額		標準時間				短時間			
			3歳児～5歳児クラス	0歳児～2歳児クラス			3歳児～5歳児クラス	0歳児～2歳児クラス		
				1人目	2人目	3人目以降		1人目	2人目	3人目以降
1	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0
2	市県民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
3	48,600円未満	ひとり親等	0	6,650	0	0	0	6,500	0	0
		上記以外	0	14,300	7,150	0	0	14,000	7,000	0
4	77,101円未満	ひとり親等	0	9,000	0	0	0	9,000	0	0
	97,000円未満	ひとり親等	0	19,200	9,600	0	0	18,800	9,400	0
		上記以外	0	24,200	12,100	0	0	23,700	11,850	0
5	169,000円未満	ひとり親等	0	30,100	15,050	0	0	29,500	14,750	0
		上記以外	0	35,100	17,550	0	0	34,500	17,250	0
6	301,000円未満		0	37,500	18,750	0	0	36,800	18,400	0
7	397,000円未満		0	40,500	20,250	0	0	39,800	19,900	0
8	397,000円以上		0	43,500	21,750	0	0	42,700	21,350	0

*第1階層には、里親世帯を含む

*ひとり親等・・・母子世帯、父子世帯、障がい者（児）世帯

*3歳児～5歳児クラスについては、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料

副食費免除対象一覧

令和 1 年 10 月より開始された「幼児教育・保育の無償化」の制度により 3 歳児から 5 歳児クラスに在籍する児童の保育料が無償となりましたが、これまで保育料に含まれていた副食費について、原則保護者負担となりました。この副食費は、360 万円未満相当世帯の認定を受けている子ども及び、所得階層にかかわらず認定を受けている 3 人目以降の子どもについて保護者負担が免除されることとなりました。

【1 号認定児童】

階層	世帯定義及び市県民税額			3 歳児～5 歳児クラス		
				1 人目	2 人目	3 人目以降
1	生活保護世帯等			免除	免除	免除
2	市県民税非課税世帯	ひとり親等		免除	免除	免除
		上記以外		免除	免除	免除
3	77,100 円以下	ひとり親等		免除	免除	免除
		上記以外	(55,700 円未満)	免除	免除	免除
			(55,700 円以上)			免除
4	211,200 円以下					免除
5	211,201 円以上					免除

【2 号認定児童】

階層	世帯定義及び市県民税額		3 歳児～5 歳児クラス		
			1 人目	2 人目	3 人目以降
1	生活保護世帯等		免除	免除	免除
2	市県民税非課税世帯		免除	免除	免除
3	48,600 円未満	免除	免除	免除	免除
		免除	免除	免除	免除
4	77,101 円未満	免除	免除	免除	免除
	97,000 円未満	ひとり親等			免除
		上記以外	55,700 円未満	免除	免除
			55,700 円以上		免除
5	169,000 円未満	ひとり親等			免除
		上記以外			免除
6	301,000 円未満				免除
7	397,000 円未満				免除
8	397,000 円以上				免除

◆保育料の軽減措置について

○多子世帯保育料軽減措置

同じ世帯の2人以上のお子さんが、市内の認可保施設・公立幼稚園等を利用している場合は、認可保施設に在園している2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

○幼児教育の段階的無償化

年収約360万円未満相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。また、年収360万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第2子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当の世帯とは・・・市町村民税課税額（所得割合算）が57,700円未満の世帯
ひとり親世帯等においては77,101円未満の世帯

○幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育、保育の無償化が始まりました。保育所等については、3歳児クラス以上の児童と0歳児から2歳児クラスまでの非課税世帯の児童を対象に保育料が無料となりましたが、3歳児から5歳児クラスまでの給食にかかる費用（副食費）は別途各認可保施設より実費徴収されることとなりました。原則、この費用については、各園で設定されますが、宮古島市は令和2年4月より小中学校の給食費の無償化に合わせ公立保育所及び公立認定こども園の副食費も無料となりました。法人の保施設については各園にお問い合わせください。

○宮古島市単独の多子軽減措置事業

同じ世帯に中学生以下の子が4人以上いる場合は認可保園等に通っているお子さんの保育料が無料となります。

※軽減措置を受けるためには申請が必要となります。

※年度内に申請がない場合、当該年度以降に申請があっても遡って保育料を軽減することができません。



◆公立 幼稚園・認定こども園 一覧

施設名		電話番号	受入年齢	備考
公立幼稚園	平一幼稚園	0980-72-3884	5 歳児	
	北幼稚園	72-4261	5 歳児	
	南幼稚園	73-1545	5 歳児	
	東幼稚園	73-2146	5 歳児	
	久松幼稚園	72-8891	5 歳児	
	鏡原幼稚園	72-0196	4 歳児～5 歳児	
	狩俣幼稚園	72-5718	4 歳児～5 歳児	
	西城幼稚園	77-4502	4 歳児～5 歳児	
	城辺幼稚園	77-4503	4 歳児～5 歳児	
	佐良浜幼稚園	78-4060	5 歳児	R4 年度は預かり保育未実施
公立認定こども園	下地こども園	76-6849	3 歳児～5 歳児	
	上野こども園	74-7201	3 歳児～5 歳児	
	伊良部こども園	78-3554	3 歳児～5 歳児	

★支援の必要な児童の保育については、審査会で検討された児童の状況に応じて、入所調整をおこないます。
審査会については P21 をご覧ください。

※申込状況によっては休園になる場合があります。

※受入年齢（令和 5 年 4 月 1 日現在）は園によって異なります。

※西辺幼稚園は令和 4 年度休園しています。また、池間幼稚園・福嶺幼稚園は複数年休園していることから、施設の状況によっては開園が難しい場合があります。

希望される場合は申込時にご相談ください。



◆公立保育所・法人保育所（園） 一覧

※定員等は変更になる場合があります。

※受入年齢(令和5年4月1日現在)は園によって異なります。

※全園一律開所時間は 月～土 7:30～18:30 となります。

施設名		電話番号	定員	受入年齢	ホームページ URL	延長 保 育	備考
公 立	東保育所	0980-72-2089	105	生後3ヶ月～4歳児	宮古島市HPをご覧ください。	○	病後児保育あり
	西城保育所	77-4712	60	生後3ヶ月～5歳児		○	一時保育事業実施
	佐良浜保育所	78-4564	50	生後3ヶ月～5歳児		○	
法 人	花園保育所	0980-72-3704	59	生後6ヶ月～5歳児	https://hanazono-miyako.com/		
	みつば保育園	72-4515	70	生後3ヶ月～4歳児			
	聖ヤコブ保育園	72-7723	49	生後3ヶ月～5歳児			
	あけぼの保育園	72-9173	110	生後3ヶ月～4歳児	https://www.akebonohukushikai.com	○	
	竹の子保育園	73-2621	70	生後3ヶ月～5歳児	https://www.ans.co.jp/n/takenoko/	○	
	カンガルー保育園	75-4154	90	生後3ヶ月～5歳児	https://www.ans.co.jp/n/kangaroo-ho/		
	ひよどり保育園	72-7328	60	生後2ヶ月～4歳児	https://www.minamikazefukushikai.jp/		
	ふたば保育園	72-0770	90	生後3ヶ月～5歳児	http://www.ans.co.jp/n/t-futaba/	○	
	ひばり保育園	73-3399	60	生後3ヶ月～4歳児	http://miyakohibarihoikuen.com	○	
	あさひっ子保育園	73-6123	80	生後3ヶ月～5歳児	https://www.ans.co.jp/n/asahikko/index.html		
	心愛保育園	73-4136	120	生後3ヶ月～5歳児	https://nikonikoshinai.com/	○	
	おおぞら南保育園	72-2564	60	生後3ヶ月～5歳児	https://www.oozoraminamihoikuen-poppohoikuen.com/oozora.php	○	
	いけむら保育園	72-7222	78	生後4ヶ月～5歳児	http://ikemura-hoikuen.com/	○	
	光の園保育園	72-6680	60	生後3ヶ月～4歳児	https://www.ans.co.jp/n/gloria-hikarinosono	○	
	みく保育園	73-0808	75	生後6ヶ月～5歳児	http://www.miraifukushikai.jp	○	
	福寿保育園	72-6308	60	生後6ヶ月～5歳児	https://fukujuhoikuen.com/	○	
	ていだの子保育園	79-5180	70	生後5ヶ月～5歳児	https://miyakojima-tidanoko.or.jp	○	
	キッズハウスたんぽぽ保育園	79-0533	60	生後3ヶ月～5歳児	https://www.ans.co.jp/n/kidshousetanpopo/	○	
	北保育園	72-2595	60	生後3ヶ月～5歳児	https://www.minamikazefukushikai.jp/		公私連携型保育施設
	キッズたいよう保育園	72-4884	60	生後3ヶ月～4歳児	https://www.akebonohukushikai.com	○	公私連携型保育施設
	福里保育園	77-4500	30	生後4ヶ月～5歳児		○	公私連携型保育施設
	はっぴい保育園	72-8329	70	生後5ヶ月～5歳児	https://www.happy-miyako.com/	○	

◆認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設 一覧

施設名		電話番号	定員	受入年齢	ホームページ URL	延長保育	備考
認定こども園	下地こども園（公立）	0980-76-6849	130	生後 3 ヶ月～5 歳児	宮古島市 HP をご覧ください。	○	定員は 1 号も含む
	上野こども園（公立）	74-7201	120	生後 3 ヶ月～5 歳児		○	定員は 1 号も含む
	伊良部こども園（公立）	78-3554	95	生後 3 ヶ月～5 歳児		○	定員は 1 号も含む
	はなそのこどもえん（私立）	73-4982	120	1 歳児～5 歳児	https://www.hanazonokodomoen.jp/	○	定員は 1 号も含む
	クララこども園（私立）	79-7128	70	生後 3 ヶ月～5 歳児	準備中	○	定員は 1 号も含む
	いけむらこども園（私立）	※お問い合わせは砂川保育所へ	71	生後 3 ヶ月～5 歳児		○	定員は 1 号も含む R5 年 4 月開園予定
小規模保育施設	入江保育園（A 型）	0980-76-3669	19	生後 3 ヶ月～2 歳児		○	
	クララ保育園（A 型）	79-9855	19	生後 3 ヶ月～2 歳児	https://www.kurara-nursery.com/	○	受入調整施設有り（クララこども園）
	ちゅうりっぷ保育園（A 型）	73-2296	19	生後 3 ヶ月～2 歳児	https://www.tulip-hoikuen-miyako.com/	○	
	ゆめの子保育園（A 型）	73-6220	19	生後 4 ヶ月～2 歳児		○	
	めぐみ保育園（A 型）	73-7339	19	生後 3 ヶ月～2 歳児	https://www.miyakomegumihoikuen.com/		
	保 育 ル ーム 下 里（B 型）	79-5525	19	生後 6 ヶ月～2 歳児	http://www.sky-nursery.org/shimozato/		
	と っ と こ 保 育 園（A 型）	73-1876	19	生後 3 ヶ月～2 歳児		○	受入調整施設有り（みつば・みつば・光の園保育園）
	ぽっぽ保育園（A 型）	79-7615	19	生後 3 ヶ月～2 歳児	https://www.oozoraminamihoikuen-poppo.com/poppo.php	○	受入調整施設有り（おおぞら南保育園）
家庭的保育施設	ひまわり家庭保育ルーム	0980-76-3478	5	生後 3 ヶ月～2 歳児	https://rosakaba.wixsite.com/himawari-hoiku	○	受入調整施設有り（福寿保育園）
	家庭的保育ルームくる	72-7339	5	生後 3 ヶ月～2 歳児	https://hoikuroomkukuru.jimdosite.com/	○	受入調整施設有り（あけぼの保育園）
	COSMIC 保育園	72-3552	5	生後 3 ヶ月～2 歳児	https://cosmichoikuen.wixsite.com/mysite/mysite-1	○	受入調整施設有り（ひばり保育園）

★支援の必要な児童の保育について・・・審査会で検討された児童の状況に応じて、入所調整をおこないます。

★延長保育について・・・保護者の勤務時間や残業などやむを得ない事情により、保護者からの申出により保育時間を超えて保育を行います。

◆一時保育について・・・保護者の疾病・入院等、又は育児疲れの解消等私的理由等により一時的に保育を必要とする児童の保育を保育所で一時的に行います。
（一時保育を行っている施設でも状況により利用できない場合があります。）



★各認可保育施設によって、体育着等入所後準備するものがあります。詳細は各施設にお問い合わせください。



認可外保育施設について

乳幼児を保育することを目的とする施設で認可保育施設でない施設の総称をいいます。
認可外保育施設に関する詳細については、直接その施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
しろくま託児所	伊良部字前里添763-2	0980-78-5433
Windowズ留学センター	平良字東仲宗根421-4	0980-72-3513
アットホームこころ保育園 企業主導型保育施設	平良字下里2793-1	0980-75-5588
うららか保育園 企業主導型保育施設	平良字東仲宗根770-5	0980-79-5616
うららか保育園 BBY 企業主導型保育施設	平良字東仲宗根757-28	0980-79-5616
たけあら保育園 企業主導型保育施設	下地字上地634-5	0980-74-7879
まつばら保育園 企業主導型保育施設	平良字松原1123-7	0980-79-7871



審査会について

審査会とは、心身に心配事があったり困り感があるお子さんに対して、学識経験者（医師や発達支援の専門職など）の委員の意見を伺いながら、①集団保育が適当であるか、②どのような支援が必要か、などについて検討するものです。

審査会の結果を基に、支援員の先生を配置するなど様々な保育上の配慮をしながら、お子さんのより良い発達を促せる環境を整えることを目的としております。

「言葉の面がゆっくり」、「偏食や日常生活にこだわりがある」、「集中力が続かない、座ってられない」等のこころの面や、「病気により運動制限がある」、「歩行が不安定」などの身体的な面に支援が必要など、対象となるお子さんの状況は多種多様です。

お子さんの発達状況や個性を踏まえ、健やかな育ちを支える保育を行うためにも、気になることがありましたらぜひご相談の上、審査会への参加をご検討ください。

